

令和5年4月13日

職員各位

社会福祉法人 三重県厚生事業団 理事長  
(公印省略)

令和5年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算による処遇改善計画について（通知）

令和5年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算届出を行うにあたり、福祉・介護職員の処遇改善内容について、以下のとおり通知します。

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算による処遇改善計画書

(1) 賃金改善計画について

(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算算定対象月 令和5年4月～令和6年3月

③令和5年度福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の見込額 19,851,900円

④賃金改善の見込額(i-ii) 26,686,272円(自己財源による賃金改善額含む)

i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)

ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金の総額(見込額)

賃金改善の方法について

⑤賃金改善実施期間 令和5年4月～令和6年3月

⑥賃金改善を行う賃金項目 手当(福祉手当)

⑦賃金改善を行う方法 常勤職員に一律10,000円(月額)、非常勤職員(医師、歯科医師、放射線技師を除く)に一律58円(時間額)を支給

(2) ベースアップ等要件について

・福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算による賃金改善の合計額の3分の2以上は決まって毎月支払われる手当(福祉手当)に充てている。

(3) 処遇改善等要件

・令和5年度障害福祉サービス等処遇改善計画書(別紙様式2-2)において、処遇改善加算(I)を算定している。

以上